

平成 2 3 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(財 政 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 4 年 2 月 6 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (広財管第 1 6 2 号)
平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (広税納第 1 4 号)
- 4 監査のテーマ
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 収入未済・債権について ア 収入未済・債権総論について (ア) 公債権か私債権かの分類について (所管課：財政局管財課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
従来, 地方公共団体の債権は, 議論の蓄積が乏しかった分野であることに加え, 近年これまでの行政常識を覆す判例があり, 各地方公共団体では自己のどの債権が私債権となるか対応に苦慮しているものとする。広島市においても, 自らの管理する各債権がどのような性格のものであり, その結果, どのような効果を生むか, 議論が進んでいないように見受けられる。 また, 地方自治法の債権管理規定は記載箇所が分散しており, 実務上の指針として随時参照することは困難であるものとする。 広島市として行政執行の指針となるよう, 各債権について, どのような性格を有するのか, すなわち, 債権の成立, 不服申立て, 債権回収方法及び時効の援用等の側面から検討を行い, 広島市としての取扱方針や指針等といった形で整備することが望まれる。	公債権か私債権かの分類についての解説を含む本市の債権に係る取扱い方針等をまとめた「債権管理マニュアル」を作成し, それを平成 2 6 年 3 月 2 8 日に全庁資料室に掲載するとともに, 庁内 LAN の掲示板で職員への周知を図った。

(イ) 私債権の権利放棄について（所管課：財政局管財課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
地方公共団体の債権のうち私債権に属する債権は民法の規定が適用されることから、債務者の時効援用か債権者の権利放棄がなければ、いつまでも債権として管理しなければならない。債権は最後まで回収する努力が必要であるものの、回収コストが回収金額を上回ることになりかねない。経済性の観点からは、不納欠損処分について全庁的に取扱いを検討した上で権利放棄についての一定の指針を作成し、それに従った運用を行うことが望ましい。このことに関し、権利放棄は議会の議決が必要であるが、市長への一任により解決を図る事例があり、広島市においても検討が望まれる。	本市の私債権のうち、継続・反復して相当数の債権放棄を行う必要性が見込まれる債権については、広島市水洗便所設備資金貸付条例、広島市水道給水条例等、それぞれ条例において、消滅時効が完成した場合に債権放棄をする旨の規定をしている。 その他の私債権については、継続・反復して債権放棄を行う必要性が見込まれる性質のものではないことから、債権放棄に係る条例を制定するのではなく、債権放棄を行う必要が生じた都度、議会に議決を求めれば足りると考えている。 以上の方針を含む本市の債権に係る取扱い方針等をまとめた「債権管理マニュアル」を作成し、それを平成２６年３月２８日に全庁資料室に掲載するとともに、庁内ＬＡＮの掲示板で職員への周知を図った。

(ウ) 債権回収マニュアルの策定・改善について（所管課：財政局管財課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
複雑で分かりにくい法体系を整理し、実務での参照を容易にできるよう、また、各担当者にある知識・経験・ノウハウを広島市のノウハウとして共有できるよう、債権回収マニュアルの整備を押し進めることが有用と考える。	債権の回収に係る事務手順を含む本市の債権に係る取扱い方針等をまとめた「債権管理マニュアル」を作成し、それを平成２６年３月２８日に全庁資料室に掲載するとともに、庁内ＬＡＮの掲示板で職員への周知を図った。

(エ) 回収方法の多様化について（所管課：財政局税務部納税推進課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
今後も収納率の向上のために口座振替制度の利用率の向上は不可避と考えるが、項目によっては、口座振替制度の利用率が低いものがある。口座振替制度の利用率が低い項目については、引き続き市民に対し口座振替制度の利用促進を働きかけることが望まれる。 また、納付書による納付や口座振替制度以外の他の支払方法の導入を検討する余地もあるものとする。多様化する住民の生活スタイルに対し、回収方法の選択肢を増やすことは、収納率の向上に寄与するものとする。 一例としてクレジットカード決済は、例えば医療費個人負担分など項目によっては、回収方法として効果が高いと考えられることから、試験運用の成果等を基に導入を前向きに検討することが望ましい。 このほか、コンビニ振込については水道料金及び下水道使用料を除き、導入されていない。しかし、コンビニエンスストアは全国に展開され、また、24時間無休で営業するため利用者としてはいつでも納付が可能であり、広島市にとっても適時に納付確認が行える等のメリットがある。広島市にとってコンビニ振込には手数料負担というデメリットがあるものの、収納率向上に寄与する可能性はあり、水道料金・下水道使用料以外の項目についてもコンビニ振込の導入を検討する余地はあるものとする。 なお、上記検討は導入及び回収のコストと、導入による収納率の向上効果を勘案して行うべきであることはいふまでもない。	各種徴収金の口座振替制度の利用促進については、納税通知書に返信ハガキ様式の口座振替依頼書を同封することや、新規滞納者に対してお知らせセンターから勧奨することなどにより、引き続き利用促進を図っている。 また、コンビニエンスストアにおける各種徴収金の収納については、平成25年度に収納代行業者と業務委託契約を締結した上で、平成26年度から、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、母子寡婦福祉資金償還金、市営住宅使用料及び下水道事業受益者負担金・分担金について導入することとしている。 なお、クレジットカードによる各種徴収金の収納については、本市から収納代行業者に対して支払う手数料が高額で徴収コストが割高となることから、現在実施している医療費個人負担分以外での導入は、困難と考えている。

イ 個別制度について 公社の清算手法について（所管課：財政局管財課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
広島市では、役割が終わった広島市土地開発公社について、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を利用した解散を検討している。三セク債には発行者である地方公共団体に一定のメリットはあるものの、その発行は広島市にとって将来の財政負担となることには変わりなく、その償還には財源の裏付けが必要となる。 三セク債発行による同公社の解散を行うことが現実的な対処方法であることは理解できるものの、財政状態の悪化を防止しつつ三セク債を含めた市債発行額の増加を抑制するため、事務事業の見直しや新たな歳入確保に取り組むことが望まれる。	広島市土地開発公社（以下「公社」という。）については、平成25年3月29日付けで主務大臣から解散の認可を受け、同月31日をもって解散した。 解散に当たっての債権・債務の処理及び財源手当は、次により行った。 ①市からの無利子貸付金等の債務(228億9,011万3,362円)について、公社は土地を時価で市に代物弁済（時価相当額127億5,540万円）することで一部返済し、残る不足額（103億9,730万6,542円）について、市は権利放棄する。 ②市は、公社から返済されない無利子貸付金相当額を資金手当するために三セク債（発行額228億9000万円）を発行する。 なお、代物弁済により取得した土地を売却した場合、その土地売却収入は、三セク債の償還財源に充当することになっている。

(2) 有価証券・出えん金について 有価証券・出えん金総論について 株券の実査について（所管課：財政局管財課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
広島市が出資した株式会社の発行する株券は貸金庫に預けたままとなっており、定期的な現物確認がなされていない。株券を発行する株式会社においては株券が株主という地位を表章するため、定期的に又は少なくとも主管部局が移管した場合、あるいは管理責任担当者が交代となった場合等には引継事項として現物の確認を行うことが望ましい。	平成25年7月12日付けで、株券主管課長に対し、「株券の現物確認については、原則として、株式の主管部局に変更あった場合及び主管課長が異動した場合に行う」ことを方針として定め、これを文書により通知した。 また、これに併せて、株券運搬の危険回避と現物確認に係る事務の軽減を図るため、会社法第217条の規定に基づく株券不所持の申出を検討するよう通知した。

平成 2 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(環 境 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 6 年 3 月 2 8 日 (広施第 5 5 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について 灰捨場 (石内) (所管課：環境局施設部施設課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
昭和 4 1 年に旧五日市町が焼却灰捨場用地として取得し、その後旧五日市町との合併に伴い、広島市が引継いだものであるが、一度も行政用途に使用されていない。また、今後の利用計画もないにもかかわらず、長期間にわたり行政財産のままとなっている。行政財産の用途廃止を行い、普通財産とする必要がある。	平成 2 4 年 3 月 3 1 日付けで行政財産の用途廃止を行い、普通財産とした。